

構想の達成に向けた施策について

1 構想達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関すること

病床の機能分化・連携に係る具体的な取組例

	体制構築	人材確保
病床の機能の分化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病床機能の重点化・明確化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ クリティカルパス（クリニカルパス）の活用による病床機能に応じた入院医療の標準化・効率化のための体制整備・研修等の支援 ➢ 病床機能に応じた臨床指標（Quality Indicator）を用いた医療の質評価・向上の支援 ➢ 高度急性期から在宅医療まで地域の医療提供体制について住民（患者）への情報提供・普及啓発 ○ 病床機能の変更 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 病床機能の変更のための財政的・技術的支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病床機能の分化・転換に伴う医療関係者の研修・教育 <ul style="list-style-type: none"> ➢ キャリアパスとして異なる病床機能の病棟及び在宅医療で働くことを意識した研修・教育の支援
病床の機能の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病床機能の異なる関係機関の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の創意工夫を活かした地域連携パスの作成・活用のための体制整備・連携の支援 ➢ 救急外来から患者の病状に応じた他の医療機関への紹介入院等の地域連携の支援 ➢ 在宅医療から地域包括ケア病棟を持つ医療機関等への緊急連絡・搬送体制の整備・支援 ➢ 認知症、特に行動・心理症状（BPSD）を伴う患者に対する地域での医療提供体制の整備・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連携に係る人材の確保・養成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の医療・介護連携において中心的役割を担うリーダーやコーディネーターとなる人材の養成 ➢ 退院支援、在宅復帰支援のため地域における多職種連携・人事交流の支援

※出典：地域医療構想策定ガイドライン

2 居宅等における医療の提供に関すること

在宅医療の充実に係る具体的な取組例

	実施主体※	体制構築	人材確保
退院支援（地域側）	医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な事例の退院時カンファレンスへの参加。 ・ 退院調整担当者との定例会議の開催。 ・ 医療機関との連携のための地域側の一元的な窓口の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退院後の療養生活の相談に乗る窓口配置する看護職員や医療ソーシャルワーカーを育成するための研修。
	行政・医師会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退院（退所）元の医療機関・施設・と、在宅医療・介護を提供する医療機関・事業所が情報交換できる場の設定。 	
日常の療養生活の支援	医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所間の連携や、病院医師による支援により、在宅医の不在時の代診等の支援体制の構築。 ・ 医療依存度の高い患者や小児等患者への対応力向上のための研修。 ・ 在宅医療における衛生材料・医療材料の円滑供給のため、地域で使用する衛生剤料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間で行うとともに、供給拠点を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療に取り組む医師確保のための同行訪問を含んだ導入研修。 ・ 訪問看護師の確保のための採用時研修に対する支援、研修機関の集約化（拠点となる訪問看護事業所が地域の教育機能を担う）、看護系大学と連携した教育体制の構築。 ・ 在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師や歯科衛生士の確保。 ・ これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対する研修。
	行政・医師会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の在宅医療の課題等の解決を目指した関係者（多職種）による「在宅医療推進協議会」の設置・運営。 	

	実施主体※	体制構築	人材確保
急変時の対応	医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> 診療所等が 24 時間体制を確保するための、病院と診療所（病診）、診療所同士（診診）、診療所と訪問看護事業所の連携の構築。 後方病床を確保するため、かかりつけ医を通して入院を希望する病院など必要な情報をあらかじめ登録するシステムの構築。 在宅療養患者の安全な救急搬送体制を確保するため、行政機関や消防機関、医療機関等が一堂に介する協議会の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護従事者に必要な急変時の知識とスキルの向上を図るための、介護従事者を対象にした救命講習。
	行政・医師会等	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体等と協働で、24 時間体制構築のためのコーディネートや支援。 	
看取り	医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> 患者や家族に対する、在宅で受けられる医療や介護、看取りに関する適切な情報提供。 地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間で品目・規格統一等に関する協議会の開催や供給拠点の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 看取りに対応できる医師、看護職員、介護関係者を養成するための、多職種の研修や施設との合同開催の研修。
	行政・医師会等	<ul style="list-style-type: none"> 患者や家族に対する、在宅で受けられる医療や介護、看取りに関する広報や情報提供。 	

※ 実施主体については、一般的な例を示したものであり、地域の実情に応じて柔軟に役割分担をする必要がある。

※出典：地域医療構想策定ガイドライン